

「住宅における良好な温熱環境実現推進フォーラム」 ロゴマークおよびキャッチコピー使用取扱要領

制定:令和1年7月24日

(目的)

第1条 この要領は、「住宅における良好な温熱環境実現推進フォーラム」(以下「推進フォーラム」という。)において、推進フォーラムのロゴマークおよびキャッチコピーを定めるとともに、適正な使用を促進することにより、住宅における良好な温熱環境の実現に向けた取り組みの推進を図ることを目的とする。

(ロゴマークおよびキャッチコピーの仕様)

第2条 ロゴマークおよびキャッチコピーの仕様は別に定めた「住宅における良好な温熱環境実現推進フォーラムロゴマークおよびキャッチコピー仕様」による。

(使用者の資格)

第3条 ロゴマークおよびキャッチコピーを使用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 推進フォーラム参加事業者およびオブザーバー参加事業者
- 二 推進フォーラム参加事業者およびオブザーバー参加事業者に所属する会員事業者
- 三 推進フォーラムおよび部会の委員等
- 四 推進フォーラム事務局
- 五 その他、推進フォーラム事務局が使用を認めた事業者等

(無償使用)

第4条 第3条に定める者は、無償でロゴマークおよびキャッチコピーを使用することができる。

(譲渡、貸与等の禁止)

第5条 ロゴマークおよびキャッチコピーの使用者は、ロゴマークおよびキャッチコピーの使用について、第三者に対する譲渡、貸与その他の処分をしてはならない。ただし、印刷会社、WEB サイト会社、広告会社その他事業者に一時的に貸与する場合を除く。

(使用の差し止め等)

第6条 推進フォーラム事務局は、ロゴマークおよびキャッチコピーの使用者が次の各号に掲げる行為等を行ったことを確認した場合は、是正を講じるように請求するものとする。

- 一 第2条の仕様以外での使用
 - 二 当該要領の規定に反する使用
 - 三 その他不適切なものとして推進フォーラム事務局が認めるもの
- 2 推進フォーラム事務局は、前項の請求について、是正措置の完了期限を定め請求するものとする。
- 3 推進フォーラム事務局は、前項の完了期限までに、是正が完了した旨の報告が当該ロゴマークおよびキャッチコピーの使用者からなされなかった場合、ロゴマークおよびキャッチコピーの使用を差し止めることができる。

4 前項の規定により使用を差し止める場合、推進フォーラム事務局は、差し止めに起因する損害賠償責任を一切負わない。

(第三者によるロゴマークおよびキャッチコピー使用への対応)

第7条 推進フォーラム事務局は、第3条に定めるもの以外がロゴマークおよびキャッチコピーを使用していることを確認した場合は、当該使用者に使用中止を請求することとする。

(その他)

第8条 本要領に定めるもののほか、ロゴマークおよびキャッチコピーの使用に関し必要な事項は、推進フォーラム事務局が別に定める。